



次に歳出予算中重要な事項について  
申上げますと、終戦処理費九百二十  
億円、賠償旅費六十四億円、  
連合國財産返還費十六億円、價格調整  
費五百十五億円、公共事業費四百二十  
億円、地方分與税分與金四百四十九  
千金方円、地方營業費國庫負担金  
二十八億九千余円、住宅復興資材費  
十八億九千余円、政府出資金百八十  
九億七千余円、國債費七十五億二千  
余円、同胞引揚費五十二億三千余万  
円、小学校教員給與國庫負担金八十七  
億四千余円、新制中学校実施費四十  
四億四千余円、生活保護費七十四億  
余円、失業保険費十九億六千余万  
円、農地改草費四十二億三千余万円、  
大蔵省預金部と繰入四十五億七千余万  
円、鉄道事務収支差額繰入百億円、通  
信業務收支差額繰入五十億円、鐵道通  
信行政費繰入二十億二千余万円、船舶  
運營会補助四十億円、價格補正等特別  
補充費六十億余万円、予備費二十億円  
等と相成つております。

尙この詳細につきましては、予算委  
員会におきまして申上げることといた  
します。何卒御審議の上速かに御賛成  
あらんことをお願い申上げます。  
(拍手)。

○議長(松平恒雄君) 尚只今大蔵大臣  
の演説に対し質疑の通告がございます  
が、この質疑は明日に譲りたいと存じ  
ます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。

五億円、賠償旅費十六億円、價格調整  
費五百十五億円、公共事業費四百二十  
億円、地方分與税分與金四百四十九  
千金方円、地方營業費國庫負担金  
二十八億九千余円、住宅復興資材費  
十八億九千余円、政府出資金百八十  
九億七千余円、國債費七十五億二千  
余円、同胞引揚費五十二億三千余万  
円、小学校教員給與國庫負担金八十七  
億四千余円、新制中学校実施費四十  
四億四千余円、生活保護費七十四億  
余円、失業保険費十九億六千余万  
円、農地改草費四十二億三千余万円、  
大蔵省預金部と繰入四十五億七千余万  
円、鉄道事務収支差額繰入百億円、通  
信業務收支差額繰入五十億円、鐵道通  
信行政費繰入二十億二千余万円、船舶  
運營会補助四十億円、價格補正等特別  
補充費六十億余万円、予備費二十億円  
等と相成つております。

尙この詳細につきましては、予算委  
員会におきまして申上げることといた  
します。何卒御審議の上速かに御賛成  
あらんことをお願い申上げます。  
(拍手)。

出席者は左の通り。

楠見 義男君 山下 義信君

池田宇右衛門君 西川甚五郎君

河井 順八君 梅津 錦一君

内村 清次君

大屋 晋三君

黒田 英雄君

寺尾 豊君

中平常太郎君

木村喜八郎君

草薙 鹿圓君

小林 英三君

今泉 政喜君

松野 喜内君 黒川 武雄君

玉屋 嘉章君

松鷺 喜作君

徳川 輝貞君 尾形六郎兵衛君

園 伊能君 中川 幸平君

重宗 雄三君 西山 龟七君

木曾三四郎君 大隈 信幸君

播磨萬石翁門君 池田七郎兵衛君

左藤 義詮君 平沼綱太郎君

國務大臣

大蔵大臣 北村徳太郎君

労働大臣 加藤 勘十君

國務大臣 栗栖 越夫君

國務大臣 萩米地義三君

國務大臣 一松 定吉君

政府委員

内閣官房次長 有田 喜一君

大蔵政務次官 荒木萬壽夫君

内閣官房次長 有田 喜一君

審査報告書

行政官廳法等の一部を改正する法

律案

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。

日本はこれにて延会いたしたいと存  
じます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。

日本はこれにて延会いたしたいと存  
じます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。

日本は明日午前十時より開会いた  
します。次会は明日午前十時より開会  
にて散会いたします。

午後三時三十七分散会

右全会一致をもつて可決すべきもの  
(拍手)。

〔第四十二号参照〕

行政官廳法等の一部を改正する法  
律案

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月二十八日

決算委員長 松平恒雄殿

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名  
山下 義信 伊達源一郎  
小野 哲 吉川末次郎

堀 健琴 岩崎正三郎

谷口彌三郎 深川タマエ

駒井 藤平 北村 一男

太田 敏兄 小川 友三

鈴木 憲一 西田 天香

西山 龍七

堀井 健琴 岩崎正三郎

谷口彌三郎 深川タマエ

駒井 藤平 北村 一男

太田 敏兄 小川 友三

鈴木 憲一 西田 天香

西山 龍七

要領書

一、委員会の決定の理由

行政官廳法等の規定の効力を、

更に六月三十日まで延長すること  
は國家行政組織に関する法律等が  
制定施行されるまでの暫定措置と  
してやむを得ないものと認める。

二、事件の利害得失

やむを得ない暫定措置である。

三、費用

この法律施行のために別段の經費を要しない。

### 審査報告書

墓地、埋葬等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月三十一日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名  
山下 義信 宮城タマヨ

堀井 健琴 千田 正

河崎 ナツ 小杉 イチ

中平常太郎 草葉 隆國

井上なつみ 姫井 伊介

千田 正

星 一玉 屋 嘉章

今泉 政喜 中山 麟彦

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、墓地及埋葬取締規則、墓地及埋葬取締規則に違背する者处分方、並びに埋火葬の認定等に關する件等の規定の認定等に關する命令の規定の効力等に関する命令の規定の効力を、

有する命令の規定の効力を、

法律第一條の四の規定によつて、

暫定的のものとせられ、必要な改廃の措置をとらなければならないの

### 多数意見者署名

尾形六郎兵衛 山内 卓郎

田口政五郎 松嶋 嘉作

高橋龍太郎 小林米三郎

赤澤 興仁 伊藤 保平

栗山 良夫 木村祐八郎

星 一玉 屋 嘉章

中西 功 深川タマエ

山田 佐一

堀井 健琴

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正は、日下政府において所

得税法の改正につき具体案を引続

き検討中であるため、所得税の四

月予定期告書の提出及び納期に関

し今回更に特例を設け、本年に限

り四月予定期告書は、本年七月一

日の現況によつて記載し、七月一

日から同月三十一日までに提出す

ることとし、所得税の第一期の納

期も七月一日から同月三十一日ま

でとし、これに伴い所得税の納期

はこれを三期とし、予定期告書の

三分の一ずつを七月、十月及び一

月に納付することとするものであ

つて、止むを得ない改正と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて所得税の申告

及び納期を新しい税法によつてす

ることとなる利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月三十一日

財政及び金 財政委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名  
山内 卓郎 松嶋 嘉作

高橋龍太郎 小林米三郎

赤澤 興仁 伊藤 保平

栗山 良夫 木村祐八郎

星 一玉 屋 嘉章

中西 功 深川タマエ

山田 佐一

堀井 健琴

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、さきに昭和二十三年

法律第十二号「政府職員の俸給等

に関する法律」において規定され

た一千九百二十円の新給與水準及

